



2025年8月25日

三重労働局

局 長 石 田 聡 様

三重県労働組合総連合

議 長 新 家 忠 文



最低賃金改定決定に対する異議申出書

日頃より労働者の労働条件の向上と、安全で安心できる職場環境の整備にご尽力いただいていることに、心より敬意を表します。特に今年度は目安の提示が遅れ、お盆期間中にもかかわらず審議を重ねられたことに、改めて深く感謝申し上げます。

昨年度からは専門部会の一部公開が改善され、私たちを含む県民も審議内容を一定程度把握できるようになりました。しかしながら、そのことによって逆に審議のいびつさが浮き彫りとなりました。私どもの調査では、「使用者側と公益」「労働者側と公益」がそれぞれ二者で実質的に協議し、三者での場合は事実上採決のみ」という運営方式は他に例がありません。歴史的経緯があるとしても、三者が対等に議論を行う本来の仕組みに早急に改めるべきです。

また、今年度も労働者が直接意見を述べる機会は設けられませんでした。全国的には労働者が直接意見を述べる取り組みが広がり、東海地方でも岐阜県で昨年度から実施されています。多様な声を反映させるため、三重県においてもぜひ導入をご検討いただきたく存じます。

さて、去る8月15日、三重県最低賃金審議会は現行の最低賃金を64円引き上げ、1,087円とする答申を三重労働局長に提出されました。しかし、この採決は労働者委員が退席したまま行われました。このような採決方法には大きな疑問を抱かざるを得ません。さらに、今回の64円引き上げが実現したとしても、未曾有の物価高騰の中、最低賃金付近で働く労働者にとっては依然として厳しい生活が続きます。私ども全労連が実施した生計費調査でも、安心して暮らせる最低限の生活には少なくとも時給1,500円以上が必要であることが明らかになっています。

私たちはこれまで、県内労働者がより高い賃金を求めて他県へ移動する懸念や、地域間格差の弊害を解消するため、全国一律の最低賃金制度を強く求めてきました。今回、ようやくお隣の愛知県や東京都・大阪府との格差がわずかに縮まりましたが、現行のペースでは愛知県と並ぶまでに53年、東京都とは139年もの年月を要します。今年度は、人口流出の要因ともなり得る地域格差を縮める絶好の機会であったと考えます。その意味でも、さらなる引き

上げが必要です。

また、私たちは審議会に提出した意見書の中で、答申について結論のみならず「どのような審議を経てその額が決まったのか」という根拠や理由を記載するよう求めました。しかし残念ながら例年通りの形式的な答申となりました。最低賃金答申は、審議経過とともに、決定額の根拠・理由を明確に記すべきです。加えて、中小企業が賃上げに適切に対応できるよう、必要な支援策も盛り込み、答申文に明記すべきです。これは労使双方が一致できる点であり、反映が不可欠だと考えます。

さらに、最低賃金の発効日が11月21日とされた理由についても、納得できません。目安提示が遅れたため例年より遅れることは理解できますが、既に他県が決着している中で、これほど遅い発効日となる明確な理由が三者協議の場でも示されませんでした。

以上の点を踏まえ、今回の最低賃金改定決定に対し異議を申し出るとともに、さらなる引き上げを求めます。

- 1, 最低賃金を直ちに時給1,500円以上とし、全国一律制を国に要望すること。
- 2, 答申文において、決定額の根拠・理由を明記するとともに、中小企業への対策についても記載すること。
- 3, 専門部会のあり方について、公開性を含めて改善を協議すること。



鈴シ第513号
令和7年8月28日

三重労働局

局長 石田 聡 様

鈴鹿市シルバー人材センター
理事長 山田 清和

最低賃金の改正決定に対する異議申出書

平素より労働行政の発展にご尽力いただいていることに敬意を表します。

この度、三重県地方最低賃金審査会から1時間 1,087円及び、効力発生の日を令和7年11月21日との意見の提出がありました。

当センターでは、最低賃金の引き上げに合わせて取引先等に対して、賃金引き上げの依頼及び、契約の更新やシルバー会員の請負単価の引上げを行っています。

この度の最低賃金を1,087円に引き上げることは、異論はありませんが、効力発生の日を例年の10月1日ではなく、11月21日にされることに対しては、取引先への依頼時に一カ月の途中で賃金を上げる旨を契約書の但し書に入れるなどの説明や賃金計算時に煩雑が予想されますことから、その理由をお教えいただきたく異議申出させていただきました。よろしくご教示いただきますようお願いいたします。

事務担当





三重労働局

2025 年 9 月 1 日

局長 石田 聡 殿

三重一般労働組合

執行委員長 江川 正典

意 見 書

三重地方最低賃金審議会は、三重県の今年度の最低賃金を昨年より約 6.25% 引き上げて、時給 1,087 円とすることを答申しました。引き上げ率は近年では最高となりましたが、わたしたちの生活に直結する食料品の消費者物価指数の伸び率 6.4%にも届かず、実質賃金が低下する傾向に歯止めをかけるまでには至っていません。

1,087 円は月収に換算すると 18 万円程です。手取りにすれば 16 万 5 千円程です。三重県でも、私たちが主張しているように、一人の人が家賃を支払い、生活必需品を購入して、子供の教育費を払い、いくらかの趣味を持ち、少しばかりの貯金をするためには、月 25 万円程が必要です。現状では、多くに人達は残業をしたり、ダブルジョブをしたりして必要な生活費を稼いでいます。8 時間労働では生活が成り立たず、8 時間労働制は実現されていません。わたしたちは残業なしで月収 25 万円、時給 1,500 円を今すぐ実現するよう要求しています。

1,087 円は隣県の愛知県と比べて、時給で 53 円低くなっています。月収にすれば、8,851 円安いです。伊賀地方では大阪に通勤する人が多いですが、大阪府に比較すれば、時給で 90 円、月収で 15,030 円安くなっています。若い労働者が将来のことを考えて、愛知県や大阪府に働き口を探しに行き、移住する傾向は変わりません。わたしたちは最低賃金を全国一律することを要求しています。

三重地方最低賃金審議会在毎年、同じ過ちを繰り返しているのは、ひとつは審議会委員に、非正規で働き、最低賃金近辺の給料で働いている労働者を代表する委員がいないことに起因しています。非正規労働者の多くは、職場では小さな労働組合しか組織できず、それらが連合しているコミュニティユニオンに組織されている場合が多いのです。これらの労働組合の代表者が委員に参加するのが不可欠です。もうひとつは審議会の公開です。現状では最も核心的な意見交換が行われているであろう専門部会の会議がまったく非公開になっています。理由として、自由な意見表明をするためとされていますが、おかしい話です。委員は公的な性格を持った人たちです。自分の意見を公にすることを恐れる人は委員としては不適格です。最低でも専門部の会議を含め、すべての会議を公開とすることが必要です。